

まちづくりの柱3 健康福祉



健康づくり教室

敬老会



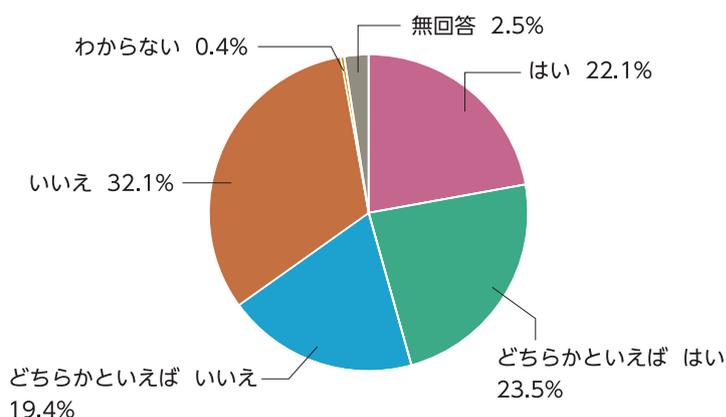
大池公園
ボランティア
美化活動



No.5 普段から運動をしていますか

〔1つに○印〕

1. はい 2. どちらかといえば はい 3. どちらかといえば いいえ 4. いいえ 5. わからない



住民アンケートやワークショップ等のご意見

- 健康はとても大切です。子どもから高齢者まで運動や食生活、生きがい等、保健福祉や社会教育等、色々な方面から取り組んで、たくさんの方が元気に長生きできるように。
- 眼科や耳鼻科、皮膚科、婦人科等の専門的な医療機関を充実させてほしいです。
- 防災行政無線を活用した啓蒙活動(特にコロナ禍での注意点)は分かりやすく、日々の生活に大変役に立ったので、今後も様々な情報発信を継続してほしいです。
- オンライン医療等を検討してほしいです。
- 高齢者になっても病院が多くあれば住みやすいと思います。
- これから益々高齢者が多くなります。若者を含め、人との交流の場が無くなるのが心配です。イベントやボランティア活動等を通して活性化してほしいです。
- 福祉の授業で学んだことを活かせるところがほしいです。
- 高齢者と若者が関われる施設を作ってほしいです。
- 高齢者が楽しく暮らせるように年金対策に力を入れてほしいです。
- 少子化対策とともに高齢者が安心して年をとれるよう福祉が充実してほしいです。
- 元気な高齢者が働く場所があれば楽しいと思います。
- 加齢性難聴者に対する補聴器購入補助制度の検討をしてほしいです。
- 高齢者が孤独にならないように、人と関われる場所が多くあると良いと思います。
- 高齢者の代わりに買い物をしてくれるサービスがあれば良いと思います。
- 障がいのある人や介護で自分のやりたいことができない人達も充実した暮らしをしてほしいです。車いすでも使用しやすい飲食店を増やしてほしいです。

3-1 健康づくりの推進

3-1-1 健康づくりの推進



現況

課題

① 健康づくり

- 20歳以上の町民の方を対象に、ヘルスアップ教室（ヘルスアップコース、シニア向けコース）を実施しています。
- 運動指導員を配置し、エアロバイクによる有酸素運動、筋力トレーニング、ストレッチなどの運動を行い、運動習慣の定着化を図っています。

若い世代の参加者が少なく、決まった時間、曜日の教室の開催のため、気軽に運動したい方のニーズに応えられていないことが課題です。

② 健康づくり関連施設

- 福祉会館や健康センターは、指定管理者制度を活用して管理・運営しています。

施設や設備が老朽化しており、計画的に改修などを実施する必要があります。また、あゆり温泉敷地内の擁壁について、速やかに改修工事を行う必要があります。

③ 特定健診・特定保健指導

- 特定健診については、集団検診（土日検診含む）と個別検診、節目の年齢の方を対象とした人間ドックを実施しています。受診率は、コロナ禍前の受診率までは回復しておらず、40代、50代の受診率が低い傾向にあります。特定保健指導についても同様の傾向が見られ、50代後半から60代前半の受診率が低い傾向があります。

若い世代（40代、50代）の健診受診率が低く、特定保健指導については、50代後半から60代前半の方の参加率が低い傾向があります。若い世代からの生活習慣の改善で、疾患の予防、重症化の予防改善ができるため、若い世代の健診受診率及び保健指導の参加率向上が課題です。

④ 検診

- 町民検診として、がん検診、特定健診、高齢者健診を合わせて、町民検診として実施しています。実施方法としては、集団検診（土日検診含む）と個別検診、節目の年齢の方を対象とした人間ドックを実施しています。がん検診、高齢者健診の受診率については、10～20%代で推移しています。

がん検診、高齢者健診ともに受診率が低い状況が続いています。がん検診は、早期発見がその後の治療や予後を大きく左右するため、がん検診の受診率向上が課題です。



4年後の目指す姿

健診受診による疾病の早期発見及び早期治療を促進します。

対策・取組

① ヘルスステーション運営事業

- コロナ禍以降の生活習慣の変化を受けて、町民の健康づくりについては、積極的な動機付けを行う必要があります。
- DXの観点も取り入れ、年齢層に応じた無理なく続けられるプログラムを構築し、民間のスポーツジムとは異なる付加価値をつけ、多くの町民が参加できる事業を目指します。

② 福祉会館管理運営事業

- 施設のよりよい利活用について検討します。

③ 健康センター管理運営事業

- 指定管理者制度を引き続き導入し、民間ならではの魅力ある取組によって利用者の増加を図ります。また、敷地内の擁壁については、課題解決に向けて、関係機関や隣接地権者等と協議を進め解消に努めます。

④ 特定健診・特定保健指導事業

- 若い世代も受診・参加しやすい事業体系の見直しを行いつつ、DXの視点も入れ、健診の重要性、効果を周知しながら事業を推進します。

⑤ 町民検診事業

- より多くの方に受診いただけるように、DXの視点も踏まえながら、若い世代も受診しやすい事業体系への見直しを検討し、健診の重要性、効果を周知していきます。
- 高齢者健診については、健診受診のための交通手段の確保についても検討していきます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
特定健診の受診率	48.8%	60.0%
がん検診受診率(5がん平均)	14.7%	20.0%
高齢者健診受診率	24.0%	35.0%
健康センター年間利用者数	79,656人	150,000人

デジタル化の取組

- ・ 町民検診でのオンライン問診の運用
- ・ 町民検診でのオンライン予約の運用
- ・ 公共施設での身体測定機器の設置及びアプリ等によるデータの管理
- ・ デジタル機器等の活用による健康管理

3-2 保健・医療の充実

3-2-1 保健・医療体制の充実



現 況

課 題

① 献血

● 町内各企業の協力を得て、定期的に献血事業を行っています。また、骨髄移植ドナー登録への協力も行っており、骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付制度も設けています。令和4年度の目標献血量の達成率は45%に留まっています。

計画量の確保が難しい状況が続いています。献血事業の円滑な事業の推進、目標血液量の確保に努めるため、若い世代の献血協力者を増やしていくことや身近に献血機会を増やしていくことが課題です。

② 保健福祉センター

● 指定管理者により管理・運営しています。当該施設内には、矢吹町社会福祉協議会、包括支援センター事務局等があります。

地域福祉の拠点として今後も継続した運営の必要がある一方、施設や設備が老朽化しており、計画的に改修などを実施する必要があります。

③ 予防接種

● 予防接種法に定められた予防接種の実施の他、任意接種のおたふくかぜ、インフルエンザ(乳幼児、学童、妊婦)、風疹抗体検査及び予防接種(定期接種対象外)を行っています。

予防接種の実施により、疾患の予防と重症化の予防の効果があります。また、全体の接種率を向上させることで、疾患の流行を防ぐことができるため、適切な時期の接種勧奨による接種率の向上が課題です。

④ 救急医療

● 救急医療の確保により、医療体制の確保が難しい夜間・休日の時間における重症患者の医療体制を構築しています。
● 寄附講座の実施により、医療体制の確保が難しい夜間・休日における重症患者の医療体制を構築しています。令和5年度からは、新たに会田病院と自治医科大学との医師派遣協定(寄附講座)に対し、西白河地方5市町村で財政支援を行い、さらなる地域医療体制の充実を図っています。

様々な感染症の感染拡大を含め、夜間・休日の診療件数が増加しています。医療体制を今後も継続していくために、受診する方へ医療機関の適正受診のお願いや普及活動をし、医療現場の逼迫を招かないようにしていくことが、今後の課題です。



4年後の目指す姿

救急及び疾病予防のための医療体制を確保します。

対策・取組

1 献血事業

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、献血者が減少していることから、献血及び骨髄移植ドナー登録の必要性について理解を得られるよう普及啓発に力を入れていきます。

2 保健福祉センター管理運営事業

- 地域福祉の拠点としての機能を維持するため、指定管理者と連携して施設設備の定期的な点検を行い、必要に応じて改修等を行います。

3 予防接種事業

- 紙媒体での個人通知だけでなく、広報やホームページ等での周知を行っていきます。
- 将来的にはSNS等の活用も検討していきます。

4 地域救急医療体制整備事業

- 安定した救急医療体制の提供のため、白河市・西白河郡管内町村での協力体制のもと、事業を継続していきます。また、様々な機会を通し、医療機関の適正受診について、周知していきます。

5 寄附講座支援事業

- 今後も、白河市・西白河郡管内町村の救急医療体制の確保、充実は必要不可欠であるため、現状の取組を継続していきます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
救急指定病院における応需率の向上 (※応需率とは、救急車受入要請のうち何台受入れができたのか、その割合)	84.2%	85.0%

デジタル化の取組

・ 予防接種事業では、マイナンバーカードと連携したWEBによる予診票の送付を予定

3-3 地域福祉と社会保障の充実

3-3-1 地域福祉の推進



現況

課題

① 地域包括支援センター

●地域包括支援センターは町民や介護保険事業者から広く相談を受け、虐待や身寄りのない高齢者への対応など困難事例については町の介護、福祉、健康増進担当職員などと連携して対応するなど、高齢者福祉や介護保険の運営に欠かせない部署であり、重要性は増してきています。

地域包括支援センターでは、現在、246人の高齢者を受け持っており、近隣市町村と比較しても非常に多くなっています。高齢化の進行に伴い、地域包括支援センターが担う役割はますます増えることが見込まれるため、必要に応じて新たに専門職を増員するなどの検討が必要となっています。

② ボランティア

●新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、ボランティア活動についても低調となっていた時期もありましたが、光南高校と矢吹中学校が連携したボランティア活動の実施など、新たな取組を開始し、若い世代のボランティア活動を促進する環境整備につながっています。

協働のまちづくりを推進するためにはボランティア活動は重要であるため、引き続きボランティアに関する情報を発信しなから事業を実施する必要があります。

③ 包括的な支援体制の整備に関する取組

●高齢、障がい、子育て、生活困窮などに関する複雑化・複合化した支援ニーズが社会的に高まっていますが、町では分野別の相談体制に留まり、包括的な支援体制の構築には至っていない状況です。

既存の高齢、障がい、子育て、生活困窮の相談支援の取組を活用しながら、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する必要があります。

④ 再犯防止に関する取組

●生きづらさを抱えて犯罪や非行をした人は地域社会で孤立しやすく、再犯してしまうことが多いと言われています。町では、罪を犯した人等の社会復帰を支える保護司会等の活動支援や再犯防止に関する啓発に取り組んでいます。

再犯の防止には、地域住民の理解と協力を得ながら、罪を犯した人等が地域で孤立せずに生活を立て直していくための支援が必要です。



4年後の目指す姿

高齢化に対応するための地域包括支援センターの体制の充実を図ります。
ボランティア文化の根付いたまちを目指します。

対策・取組

① 地域包括支援センター運営事業

- 高齢化の進行に伴い、地域包括支援センターが担う役割、重要性が高まっています。身寄りのない一人暮らし老人の増加、認知症等、複雑なケースが増えており、より高度な専門性が求められていることから、新たに専門職を配置するなどの検討を行います。

② ボランティアネットワーク事業 ※1

- 引き続きボランティアに関する情報を発信しながら事業を実施します。

③ 包括的な支援体制の整備に関する取組 ※1

- 本計画期間において、以下の取組を推進します。
 - ① 町民が主体的に地域における生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備
 - ② 地域における生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ③ 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

④ 再犯防止に関する取組 ※2

- 保護司と連携し、再犯防止に関する啓発を行います。また、福島県地域生活定着センター等の関係機関と連携を図り、罪を犯した人等の住居確保や就労に関する支援を行うとともに、保健医療・福祉サービスを活用し、社会復帰後の生活を支援します。

※1 この事業、取組は、地域福祉計画における事業、取組を兼ねます。

※2 この事業、取組は、地方再犯防止推進計画における事業、取組を兼ねます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
地域包括支援センター職員数	6人	7人
地域包括支援センター職員一人あたりの担当人数	41人	35人
ボランティア登録者数	463人	1,000人
ボランティア参加者数	967人	1,500人

デジタル化の取組

- ・ システムを利用したケース管理

3-3 地域福祉と社会保障の充実

3-3-2 社会保障の充実



現況

課題

① 国民健康保険

- 国民健康保険法に基づき、原則、被用者保険等の適用者以外の町民すべてを被保険者として、その疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行っています。

少子高齢化による被保険者数の減少、一人あたりの医療費の増加が課題となっています。

② 後期高齢者医療

- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、原則、75歳以上の方及び65歳以上74歳以下の一定の障がいがある方を被保険者として、「福島県後期高齢者医療広域連合」が保険者となって主体的に制度を運営し、町は被保険者証の窓口交付や保険料の徴収、各種申請の受付等の窓口業務を行っています。

被保険者数の増に伴う医療費の増加、少子高齢化による現役世代の負担の増加が課題となっています。



4年後の目指す姿

国民健康保険運営事業及び後期高齢者医療事業の適正な運営を推進します。

対策・取組

1 国民健康保険運営事業

- 被保険者の医療の確保、健康増進、健康意識の向上を図るため、福島県、国保連合会等の関係機関と連携し、事業の運営にあたります。

2 後期高齢者医療事業

- 被保険者の医療の確保、健康増進、健康意識の向上を図るため、福島県後期高齢者医療広域連合、福島県等の関係機関と連携し、事業の運営にあたります。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
一人あたりの医療費	342,238円	332,000円
後発医薬品使用割合	82.5%	85.0%

デジタル化の取組

- ・ 町ホームページ上から各種様式を取得できるように整備

3-4 高齢者福祉の充実

3-4-1 高齢者支援の充実



現況

課題

① 高齢者福祉サービス

- サービス提供により利用者の福祉向上、健康増進及び安全安心で快適な生活の提供へつながることが期待できることから、今後も継続して事業を推進する必要があります。

高齢化の進行に伴い、今後も高齢者福祉のニーズはますます高まることが見込まれるため、サービスがニーズを捉えているか絶えず見直しの検討が必要です。
 高齢者の生きがいづくりが、健康寿命の延伸に寄与することから、今後も老人クラブの活性化推進や敬老会の実施方法等について検討が必要となります。

② 介護予防

- これからも介護給付費の増加傾向が続くと予想される中で、給付費の抑制という観点からも、高齢者の介護予防がますます重要になると思われるため、取組を充実させることが必要です。

今後も65歳以上の一般高齢者の増加が見込まれることから、介護予防の推進のために、現状の取組をより充実させる必要があります。

③ 介護保険

- 介護保険制度の運用にあたり、町民に対して適切な介護認定、サービス給付を行う必要があるため、現状の事業継続が必要です。

高齢化の進行に伴い、今後も介護サービスの需要はますます高まることが見込まれるため、被保険者への不要な介護給付を抑制し、介護保険法に基づく介護サービスの適正な給付を行うために、現状の取組を継続する必要があります。

④ 高齢者の活動支援

- 老人クラブの活動推進のため補助金を交付しています。また、健康長寿をお祝いするための敬老祝金を交付しています。祝金等の交付や敬老会の実施方法についてはその都度検討し、対象者の負担軽減を図り実施しています。



4年後の目指す姿

介護予防活動及び介護給付適正化を推進します。

対策・取組

① 高齢者福祉サービス事業 ※

- 高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちの実現を目指し、新たに、高齢者補聴器購入費補助について取り組む等、ニーズに沿った支援体制の充実を図り、引き続き事業を推進します。また、社会福祉法人による地域における公益的な取組を推進します。

② 介護予防事業

- 介護給付費の増加傾向が続くと予想される中で、給付費の抑制という観点からも、高齢者の要支援・要介護状態になることを予防することがますます重要になると思われるため、通いの場の増加など、現状の取組をより充実させます。

③ 介護保険支援事業

- 高齢化の進行に伴い、今後も介護サービスの需要はますます高まることが見込まれるため、町は保険者として介護保険の適正運営と、介護保険法に基づく介護サービスの適正給付を行うために、職員の専門性を高めながら、ケアプラン点検や認定調査の適正化などの取組を継続・強化します。

④ 元気な高齢者活動事業 ※

- 町老人クラブ連合会への補助金交付を継続しながら実施します。高齢者の生きがいをづくりの一助となるよう支援します。また、敬老会の実施方法について、よりよい取組を検討します。

※この事業、取組は、地域福祉計画における事業、取組を兼ねます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
住民主体の通いの場の増加	5箇所	7箇所
認定調査の町の直接実施割合	39.3%	40.0%
居宅介護支援事業所へのケアプラン点検	2件	2件
老人クラブの会員数		350人
高齢者福祉サービス全体の利用者数		300人

デジタル化の取組

- ・システムによる広域圏への認定調査票のデータ共有
- ・介護サービス利用による位置情報機能を有するデジタル機器を活用した高齢者の見守り

3-5 障がい者福祉の充実

3-5-1 障がい者支援の充実



現 況

課 題

① 障がい者自立支援

- 障害者総合支援法に基づき、個々のニーズに応じた障がい福祉サービス等を給付しています。

サービスの需要と供給のバランスを図りながら、需要の高いサービスについては、新規事業者の参入促進や既存サービスの活用により提供体制を確保する必要があります。

② 重度心身障がい者支援

- 重度心身障がい者の医療費負担軽減を図るための医療費助成事業をはじめとした各種事業を行い、障がいのある方の生活を支援しています。

物価高騰等の社会情勢を鑑み、助成内容の拡充等を行う必要があります。



4年後の目指す姿

障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用を推進します。

対策・取組

① 障がい者自立支援事業 ※

- 障がいのある方が必要とするサービスを利用することができるよう、相談体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会等の関係機関との連携を強化し、サービス提供体制の確保に努めます。

② 重度心身障がい者支援事業 ※

- 重度障がい者の福祉の向上のため、今後も各種事業を継続するとともに、助成内容の拡充等、必要な見直しを図ります。

※この事業、取組は、地域福祉計画における事業、取組を兼ねます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
日中活動系障がい福祉サービスの合計利用人数	112人	129人
障がい児通所支援の合計利用人数	52人	63人

デジタル化の取組

- ・ 町ホームページ上から各種様式を取得できるように整備

まちづくりの柱4 生活基盤



火災防御訓練

矢吹町
地域公共交通(バス)
実証実験



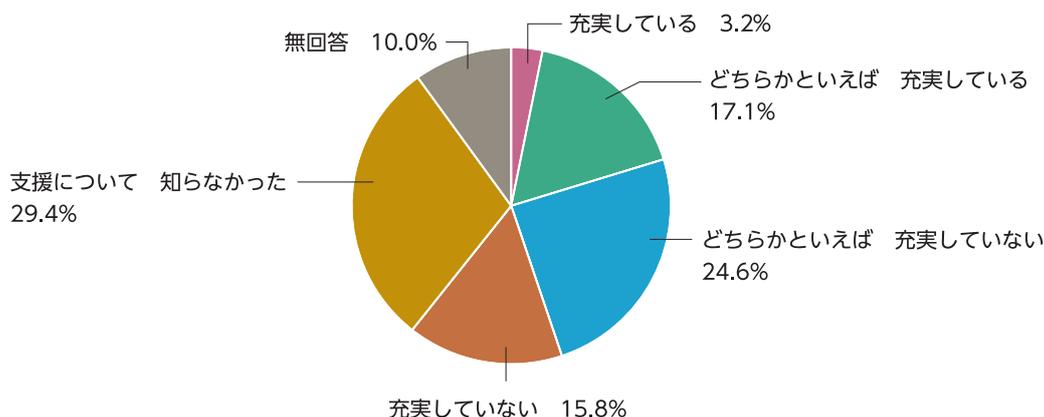
グリーンベルト
(カラー舗装)
による交通安全
対策事業



①安全安心なまちづくりに関する質問 / No.2 公共交通のネットワーク構築

[1つに○印]

- | | | |
|------------|-------------------|--------------------|
| 1. 充実している | 2. どちらかといえば充実している | 3. どちらかといえば充実していない |
| 4. 充実していない | 5. 支援について知らなかった | |



住民アンケートやワークショップ等のご意見

- 防災や防犯に力を入れ、安心して過ごせるまちにしてほしいです。
- 地震災害が多いため、高齢者の一人暮らしや障がい者等の災害弱者を見守るために、地域ぐるみで対応していく必要があると思います。
- 公共の湧き水や井戸水等、災害等でライフラインが止まった時の備えが大切です。
- 住民の防災意識の向上のために、地域ごとの声掛け運動や高齢者等の安否確認、避難場所への誘導等、地域ごとの避難訓練を実施する必要があると思います。
- 空き家や空き店舗への対策・支援を充実させ、利用の促進を図る必要があると思います。
- 矢吹町は利便性が良いので、若い夫婦の住まいの支援や移住定住に関する情報発信に力を入れる必要があると思います。
- 現状、近隣自治体よりも学区内の広い土地を購入しやすいことはかなりメリットになると思うので、アピールに力を入れてみることも良いと思います。
- 若者だけでなく、色々な経験、知識を持った多様な移住者によって町が活性化すると思います。
- 巡回バスをどこでも乗降可能にしてほしいです。雨天時、学校へ送迎バスがほしいです。
- 子どもから高齢者まで安心して通行できるような道路整備を進めてほしいです。
- 地域の人みんなで子どもを見守るようなまちになると良いと思います。
- 防犯カメラの設置に関する助成を検討してほしいです。

4-1 防災・減災対策の充実

4-1-1 防災・減災のまちづくり



現 況

課 題

① 消防団活動

- 消防団は地域防災の基礎であり、その活動を支える本事業は必要不可欠です。

② 消防施設

- 消防施設の整備を行う本事業は、火災、災害等から町民の生命、財産を守るためには必要不可欠です。また、消火設備及び装備品の充実が求められています。

今後、消防団員の確保が困難となることが予想されるため、確保のための対策が必要となります。また、地区ごとに消防団員確保数にばらつきが見られ、団員確保に苦慮している地区もあることから、消防団組織の再編を見据えた団運営が必要です。

③ 災害対応

- 災害発生時に迅速かつ円滑に活動を行うため、災害対策用資材、生活必需品等の備蓄品の適正な管理が必要となります。

近年多発する自然災害等への備えは必要不可欠なものであり、災害備蓄品の充実や、防災に関する計画の十分な整備等の事業の拡大化が求められます。

④ 防災行政無線

- 町民の生命、財産を守るために、災害発生時等において、防災無線を通じて必要な情報の伝達を継続して行っています。

防災無線をより効果的に伝達するため、防災ラジオ、防災メールの普及率の増加が求められます。

⑤ 住宅耐震改修

- 広報やぶき及びホームページで耐震診断及び耐震改修の補助事業について周知しています。住民から応募があった際には補助金の交付を行いますが、平成30年度以降実績がない状況にあります。

費用面の負担が大きくなる耐震改修への理解促進に向けた周知方法等の再検討が必要です。

⑥ 遊水地

- 阿武隈川流域の安全・安心な生活を確保するため、令和10年度の完成に向け国が事業を進めており、阿由里川の内水対策や遊水地の維持管理・利活用の方法など遊水地整備に関連する様々な課題解決に向け継続的に協議を実施しています。

地域の意見や要望を踏まえた事業の推進が必要であり、三城目地区遊水地対策協議会や鏡石町・玉川村と矢吹町の3町村で連携を図りながら、国や福島県との協議調整が重要です。



4年後の目指す姿

消防団員の定数確保を目指します。また、遊水地による安全・安心な生活環境の確保、持続可能な遊水地の利活用を行います。

対策・取組

① 消防団活動運営事業

- 消防団は地域防災の基礎であり、近年における台風や地震等、活動を支える本事業は必要不可欠であるため、継続が必要です。

② 消防施設整備事業

- 消防施設の整備を行う本事業は、火災、災害等から町民の生命、財産を守るためには必要不可欠です。

③ 災害対応推進事業

- 近年多発する自然災害等への備えは必要不可欠なものです。有事の際の災害備蓄品の充実や、防災に関する計画の十分な整備等の事業拡大が必要です。
- 災害発生を想定した日頃の備えと、発生後には、まず自分自身で考え、身の安全を最優先に守る行動をとる「自助」の考え、近所の方々同士が互いに気遣いあい、共に助け支えあう「共助」の考え、自分や地域で解決できない課題に対しては、行政等公的機関を活用し、課題解決を図る「公助」の考え方を醸成し、防災意識の向上に資する普及啓発及び地域との連携を図っていくことが必要です。

④ 防災行政無線管理運営事業

- 町民の生命や財産を守るため、災害発生時に防災無線をより効果的に伝達するため、防災ラジオ、防災メールの普及率の増加が求められます。また、防災無線設備の適正な管理が必要です。

⑤ 住宅耐震改修促進事業

- 継続的に広報、ホームページでの周知を行うとともに、耐震改修事業者リスト等の掲載も行いながら、さらなる周知を行う必要があります。

⑥ 遊水地整備事業

- 地域や鏡石町及び玉川村、矢吹町の3町村との定期的な意見交換、情報共有を行い、要望活動を実施していく必要があります。
- 関係機関や地元協議会、地元住民との連携を図りながら、国や福島県と住民との橋渡し役として、様々な課題と向き合いながら、事業が円滑に進むように調整を行います。また、地域振興に資する持続可能な利活用の実現を目指します。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
消防団員の確保	323人	350人
消火栓等の更新	440基	450基
防災に係る情報発信	2回	6回
住宅の耐震化率(矢吹町耐震改修促進計画)	98.9%	99.5%
遊水地利活用方針の決定	—	決定(運用)

デジタル化の取組

- ・ 消防アプリ導入による消防団員の現場確認の簡素化
- ・ 防災無線のメール配信
- ・ 国・福島県のシステムの運用

4-2 安全で快適なまちづくりの推進

4-2-1 計画的な土地利用の推進



現況

課題

① 駅周辺

- 毎月、指定管理者と課題解決に向けた協議等を行い、適正な管理に努めています。
- 駐車場料金の見直しについて検討等を行い、駅前駐車場の利用者増加及び利便性向上に努めています。

料金形態の変更や、新たな駐車料金システムの導入等、駐車場利用者数の増加及び利便性向上に向けた検討が必要です。

② 危険空き家

- 平成30年3月の調査により、危険度が高いと判断された空き家は78棟ありますが、その後、5年以上経過しており、再調査が必要です。また、周辺への影響を確認する必要があります。

危険度が高いと判断された空き家は78棟と調査されましたが、その後の状況、また、それ以外に危険空き家があるかの調査が必要です。調査においても、外観からの目視は可能ですが、専門家による調査を実施する必要があります。



4年後の目指す姿

駅周辺の活性化に向けて駐車場利用者を増やします。
また、危険空き家を発生させないように努めます。

対策・取組

1 駅周辺管理事業

- 今後の新通貨及び紙幣の利用を考慮した新駐車料金システムの導入に向けて、減価償却や駐車料金の見直し等を行い、駐車場利用者数の増加を図ります。

2 危険空き家対策事業

- 危険空き家については、町民や行政区長、学校等より情報収集（広報・ホームページ、公式LINE等）し、建物等の所有者へ安全確保の対応について依頼します。
- 危険性が高い空き家を発見した際には、バリケードや張り紙等により安全確保します。危険空き家の危険度調査については、専門家へ委託のうえ、必要に応じて、所有者に対して速やかな改善の対応を求めながら、生活環境の保全を図ります。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
駐車場利用者数(駅指定管理駐車場利用状況)	20,786人	21,300人
危険空き家の数	78棟	40棟

デジタル化の取組

- ・ 空き家(危険空き家)のGIS化の検討

4-2 安全で快適なまちづくりの推進

4-2-2 移住・定住の促進



現 況

課 題

<p>① 定住促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町独自の移住・定住支援金の創設や空き家バンクの開設、移住関連イベントへの積極的な出展を通して、町の認知度向上に努めてきましたが、今後も移住策拡充など、さらなる取組が必要です。 	<p>移住者・定住者の増加を図るため、今後も移住支援策の拡充を検討しながら継続していく必要があります。</p>
<p>② 若者の住宅取得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口増加に向けたきっかけの一つとして、助成事業が存在することは若年層にとって大きなメリットであり、今後も若年層に向けての支援は必要です。 	<p>事業内容については、人口減少対策のみでなく、固定資産税や町県民税等の税収アップの効果があり、有効な手段であるため、費用対効果の検証を行いながら、引き続き制度の周知徹底を図る必要があります。</p>
<p>③ 奨学金返還支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若者の定住を図ることを目的に、町内に定住して就業する若者の奨学金返還に要する経費に対し補助金を交付しています。 	<p>広報等を活用し、移住・定住の施策を周知していく必要があります。</p>



4年後の目指す姿

空き家の有効活用を図るとともに、
制度の周知を図りながら移住・定住を促進します。

対策・取組

① 定住促進事業

- 移住定住政策は、本町はもとより福島県の重点課題でもあります。人口減少が進む中、空き家の利活用を中心に、いかに人を呼び込むか、様々な施策を展開しながら事業の拡充に努めていきます。

② 若者住宅取得助成事業

- 現制度の継続、拡大項目についての調査検討を深めながら、事業を推進します。

③ 奨学金返還支援事業

- 奨学金返還支援について、情報発信による制度周知を図り、若者の町内定着を進めます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
空き家バンク物件登録数	0件	5件
「矢吹移住定住総合サポート支援金」交付数	2件	10件
若者住宅取得助成事業による助成件数	46件	50件
奨学金返還支援事業新規申込者数	33人	40人

デジタル化の取組

・ホームページ等での周知

4-2 安全で快適なまちづくりの推進

4-2-3 公共交通の充実



現況

① 公共交通

- 移動手段を持たない高齢者の日常生活の利便性の確保のために、平成31年2月から民間タクシーを活用した買い物等のために移動に伴う費用の一部を町が補助する「行き活きタクシー利用料金助成事業」の実証実験を開始し、令和2年4月からは本格運用へと移行しています。本格運用開始後は、登録者数が500人を超えるとともに、利用件数、助成金額も大幅に増加しています。
- 町内における公共交通の活性化と町民にとって利便性が高く、効率的な公共交通体系づくりを目的として、令和4年12月から矢吹町コミュニティバス実証実験を開始しました。当該コミュニティバスは、定期的に利用される方もいる一方で、「停留所が遠い」「利用したい時間にバスが来ない」等の理由により利用しない方も多い状況となっています。
- 駅や病院、公共施設、商業施設等が一部の地域に集中していますが、中心市街地と集落地区を結ぶ公共交通網が十分に整備されていない状況にあります。

課題

本町の高齢化率は、31.4%と増加傾向にあり、将来も進行が予想されます。高齢者の運転不安が増す中、高齢者や障がい者、未成年者の自立支援のために、公共交通サービスを提供し続けていく必要があります。

「矢吹町コミュニティバス」のアンケート調査結果では、利用している方は2.4%にとどまり、認知はしているものの、利用にまで至っていない状況が見られました。公共交通の維持には、利用者数の維持が必要であるため、さらなる利用促進が課題としてあげられます。

本町の主要な公共施設、商業施設は町西部に集中しており、地域間を結ぶ公共交通の役割は大きく、集落地区の発展を図ることと同時に、多様な都市機能が集積する中心市街地と集落地区を結ぶことにより、集落地区に居住する町民が安心して住み続けることができる環境を整備していく必要があります。

公共交通に係る町の負担の増加や運転手不足等の現状を踏まえつつ、町民の移動手段を確保していくため、AI活用型オンデマンドバス交通の導入やその他新技術の活用等、町民ニーズに対応した公共交通サービスの充実を図っていく必要があります。



4年後の目指す姿

自ら移動方法を選び、快適に暮らせる、
だれもが移動しやすいまちを目指します。

対策・取組

① 公共交通推進事業 ※

● 移動手段を持たない高齢者の方々の日常生活の利便性の確保のために、民間タクシーを活用した買い物等のための移動に伴う費用の一部補助を継続し、公共交通と福祉サービスの連携を図ります。なお、助成対象範囲については、アンケート調査において隣接する町外施設までの拡大を希望する意見がある一方で、町外への運行には反対といった意見もあるなど、様々な意見があることを踏まえ、現状の「町内全域（遊興施設は除く。）及び矢吹泉崎バスストップ」を基本としつつ、引き続き、適切な範囲の検討を行います。

● 実証実験運行中の矢吹町コミュニティバスは、利用者からも「使いたい時間にバスが来ない」等の意見もあがっています。利用者それぞれの利用時間帯も異なることから、「行きたい時に行きたい場所へ」といった多様なニーズに効率的に対応するAIを活用したオンデマンドバスを導入し、移動手段の確保を図ります。導入にあたっては、近隣市町村の公共交通及び公共施設、医療施設、商業施設等への接続の必要性についても検討を行います。また、町民の多様な移動需要に対応するため、スマートフォンアプリ等を活用し、検索・予約・決済等を一元的なサービスとして管理できる体制の構築を図ります。

※ この事業、取組は、地域福祉計画における事業、取組を兼ねます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
公共交通による人口カバー率	22.9%	74.0%
運転免許証返納者数	39人	50人
町民一人あたりの町内バス利用回数	0.11回	2.02回

デジタル化の取組

- ・ AI活用型オンデマンドバスの導入を検討
- ・ 車両の運行状況が分かるシステムの導入を検討
- ・ 公共交通データの利活用促進によるスマートシティ推進を検討

4-3 道路施設と上水道及び河川・下水道の整備

4-3-1 道路施設の整備



現 況

課 題

① 街路灯

- LED街路灯の導入により、夜間通行における光度の確保、電気代の削減が図られたことは成果であり、今後も引き続き適切な維持管理を委託業者とともに進めます。

住民等からの街路灯設置要望の声が大きくなっていることを鑑み、今後、新設分のリース契約締結を含め、設置検討を行うとともに、長期的・計画的な維持管理を行う必要があります。

② 河川・橋梁

- 大雨時の流下能力を確保することと、河川美化による自然景観配慮のため、適正な維持管理を行っています。
- 安全・安心な通行の確保のため、橋梁の5年に1度の法定点検、長寿命化修繕計画に基づいた予防的な修繕等を実施しています。

国の遊水地整備に合わせて福島県が実施する阿由里川の改修を含め、流下能力の確保など、河川災害等へ対応するため、県等の関係機関と連携を図り、町管理河川についても引き続き、適正な維持管理を行う必要があります。

③ 町道・生活道路

- 安全・安心な通行の確保のため、幅員狭小な砂利道の改良、舗装工事を実施しており、継続的に事業を推進しています。
- 生活道路整備事業の要望件数は多いですが、現道を利用した舗装工事であるため、早期の着手による成果が得られます。

主要路線の維持管理における外部委託の検証を行いながら、町内全域の道路について、計画に基づいた維持管理を実施していく必要があります。また、年々、地域住民からの除草要望が多くなっていることから、適正な維持管理を図るため、外部委託の拡大を検討する必要があります。

④ 国道4号の4車線化

- 関係機関との協議を行い、国の事業進捗に合わせながら、住民説明等を行っています。住民からの意見や要望を考慮しながら、引き続き各種協議を進めている状況です。



4年後の目指す姿

安全な道路・橋梁等の環境整備を推進します。

対策・取組

① 街路灯管理事業

- 町民の安全安心のため、実施方法の検討を行い、より効果的な事業運営に努めます。

② 河川管理事業

- 遊水地整備に合わせた阿由里川の改修について、町管理区間を計画的に実施します。

③ 町道管理事業

- 外部委託を活用した適正な維持管理を図ります。

④ 法定外公共物管理事業

- 引き続き、適切な維持管理を図ります。

⑤ 主要町道道路整備事業

- 町の財政負担軽減を意識しながら、効果的に事業を継続して実施します。

⑥ 都市計画道路推進事業

- 国の事業進展に併せて、利用者に分かりやすい道路整備に努めます。

⑦ 生活道路整備事業

- 継続して生活道路の整備を実施するとともに、未整備路線の整備方法等を検討します。

⑧ 一般町道整備事業

- 緊急性や優先度を基に路線間の調整を行いながら計画的に事業を実施します。

⑨ 橋梁の長寿命化事業

- 長寿命化計画に基づき計画的に維持・修繕します。

⑩ 建築基準法みなし道路整備事業

- 社会資本整備総合交付金を活用し、計画的な整備を図ります。

⑪ 排水路整備事業

- 実施路線を計画的に実施します。

⑫ 国道4号4車線化整備事業

- 国の事業進捗に合わせ、住民の理解を得ながら、関係機関との協議や説明等を行い、適切な調整を図ります。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
生活道路整備事業整備完了率	69.8%	73.0%

デジタル化の取組

- 矢吹町公式LINEによる住民通報サービスを導入しており、道路の損傷等について迅速に対応

4-3 道路施設と上水道及び河川・下水道の整備

4-3-2 健全な上下水道経営と施設の整備



現 況

課 題

① 下水道

- 公共下水道については、居住環境の向上と自然環境の保全を図るため、認可区域内の未普及箇所の整備に努めます。また、既存施設については長寿命化計画に基づき、管路、マンホールポンプ等の更新を行い、健全化及び強じん化に取り組んでいます。

未接続世帯に対する普及啓発及び接続を促進する必要があります。

② 合併処理浄化槽

- 公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除く地域において水質保全や生活環境の向上を図るため、合併浄化槽設置のための補助金助成を行っています。
- 設置者に対して、保守点検や法定検査等による維持管理の啓発を行っています。

汲み取り便槽及び単独浄化槽使用世帯に対する合併浄化槽への切換えが課題です。設置後の適切な維持管理の啓発及び周知も必要です。

③ 農業集落排水

- 生活環境の向上と自然環境の保全を図るため、農業集落排水施設の適切な維持管理に努めています。また、既存施設については長寿命化計画に基づき、管路、中継ポンプ等の更新を行い、健全化及び強じん化に取り組んでいます。

④ 上水道

- 水道利用者に対して安全安心な水道水の安定供給に努めています。また、施設整備、機器類更新、管路更新を行い、健全化及び強じん化に取り組んでいます。

上下水道ともに使用人口の減少による収益の減収を踏まえた効率的で継続的な事業経営及び将来を見据えた施設管理方法を構築します。



4年後の目指す姿

持続可能な上下水道事業運営を推進します。

対策・取組

① 下水道普及PR事業

- 広報やぶきや町ホームページ等により公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の必要性を周知し、普及啓発を行いながら接続率の向上を図ります。

② 公共下水道整備管理運営事業

- 各種計画に基づき計画的に未普及箇所の公共下水道整備及び老朽化した下水道施設の更新に取り組めます。また、公営企業会計により持続可能な事業運営を推進し、下水道流域による広域的で共同的な取組を通して経費節減を図ります。

③ 合併処理浄化槽設置事業

- 合併浄化槽設置については国県補助金を財源とした補助金助成により設置促進を図ります。また、設置者に対しては法定検査等の維持管理について啓発を行います。

④ 農業集落排水整備管理運営事業

- 農業集落排水処理区の施設を適切に維持管理します。国の機能強化事業による補助金を活用しながら施設更新に取り組めます。また、広域化・共同化の取組として、一部の農業集落排水処理区を公共下水道へ編入し維持管理経費の削減を図ります。公営企業会計により持続可能な事業運営の推進を図ります。

⑤ 水道施設整備管理運営事業

- 水道施設の適切な維持管理に努めます。給水需要の把握や漏水調査等により管路の新設、老朽化した管路の更新、バイパス化、施設の統廃合等に計画的に取り組む将来的な経費の節減を図ります。また、水道事業の広域化や包括的業務委託について検討を深めます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
下水道接続率(農業集落排水含む)	82.3%	84.0%
水道水量有収率	84.6%	86.0%

デジタル化の取組

- ・一部の申請(届出)について、オンライン化による手続きを検討

4-4 交通・防犯対策の推進

4-4-1 交通・防犯対策の推進



現 況

① 交通・防犯

- 矢吹町では、平成15年頃に窃盗を中心とした犯罪が多く発生し、犯罪発生率が「県内ワースト1」という事態となっていました。この状況を改善するため、それぞれ活動をしていた矢吹町交通対策協議会と矢吹町防犯協会が「協働」のまちづくりの考え方にに基づき交通安全テント村をはじめ、夕方から夜間に行う防犯啓発活動を合同で実施し、翌年には、犯罪発生率の「県内ワースト1」を脱却することができました。現在は、これまでの活動を継承し、交通安全テント村を開催する際、大型店舗や道路の沿道等にて、交通安全・防犯啓発用品を配付しながら、交通事故、犯罪にあわない、巻き込まれないよう啓発運動を実施しています。交通事故発生件数及び刑法犯認知件数がともに減少傾向となっており、関係機関・団体による事業活動が一定の効果として表れています。
- また、町では令和4年1月14日に「交通死亡事故ゼロ」1,000日を達成しましたが、令和5年11月24日に町内で発生した事故により尊い命が失われ、期間は、1,679日となりました。交通死亡事故「ゼロ」日数を1日でも長く維持するため、交通・防犯団体「新・矢吹方式」にて活動に取り組んでいます。

課 題

交通安全関係団体及び防犯関係団体については、各団体組織において高齢化が進み、団体運営を継続するための担い手不足が顕著です。「自分達の地域は自分達で守る」ための団体の育成など、今後も共助の視点での地域の安全・安心を担う人材、人員の確保が必要です。



4年後の目指す姿

交通事故や犯罪の少ない安全なまちを目指します。

対策・取組

① 交通・防犯団体「新矢吹方式」運営事業

- 「交通死亡事故ゼロ」2,000日为目标とするほか、犯罪発生については、白河警察署と連携しながら、交通・防犯団体「新・矢吹方式」にて活動に取り組みます。
- 交通安全運動実施期間中には、「交通安全テント村」の開催時に交通安全団体、防犯団体による合同啓発運動を実施します。
- 白河警察署及び白河警察署管内の市町村による「交通安全合同推進会議」、「防犯協会総会」に参加し、管内の交通事故及び犯罪発生傾向等の情報を共有しながら、各種運動へ反映します。
- 交通事故や犯罪抑止等へつながる広報活動について、白河警察署、福島県関係機関と連携し、防災無線、広報やぶきや町ホームページ等に掲載を行う等、注意喚起を実施します。また、交通事故やその他犯罪等の発生時には、迅速かつ適切に対応します。
- 福島県交通安全協会が主催する「交通安全セーフティチャレンジ」へ参加し、交通事故や交通違反への意識の向上に取り組みます。
- 福島県で主催する「交通安全県民大会」や「全国地域安全運動福島県民大会」等へ参加し、意識の向上につながるよう取り組みます。
- 組織が継続できるように各種活動を通して、団体へ所属していない方へ参加を呼びかけながら、後継者育成や人員確保に努めます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
交通事故発生件数	25件	13件
犯罪発生件数	68件	33件

デジタル化の取組

・ 関係団体等のデータ情報をリンクし、ホームページへ掲載

まちづくりの柱5 環境



中畑公園
遊具完成

花いっぱい
運動



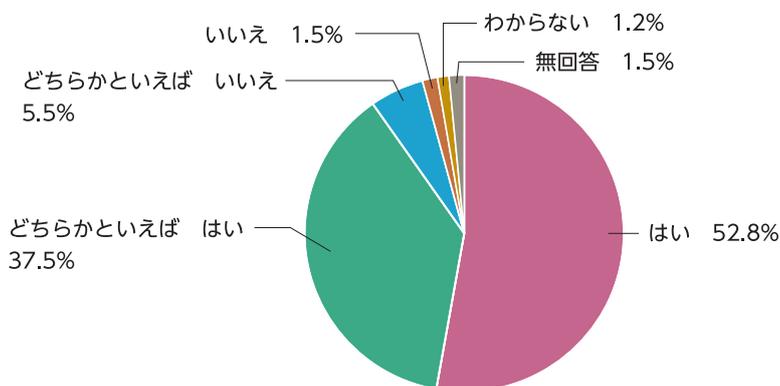
全町
クリーン作戦



No.18 ゴミ問題など環境に配慮した生活を心がけていますか

[1つに○印]

1. はい 2. どちらかといえば はい 3. どちらかといえば いいえ 4. いいえ 5. わからない

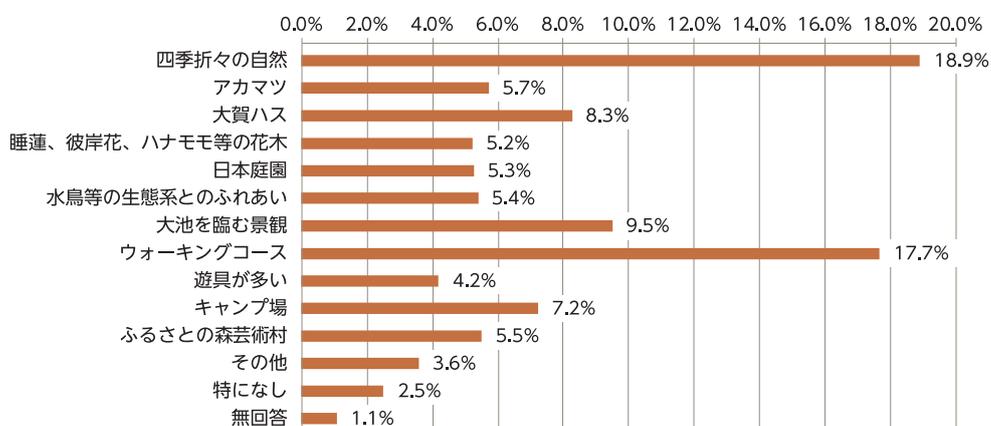


問1. 矢吹町の大池公園についてお伺いします。

①どのようなものに矢吹町大池公園の魅力を感じますか

[あてはまるもの3つに○印]

1. 四季折々の自然 2. アカマツ 3. 大賀ハス 4. 睡蓮、彼岸花、ハナモモ等の花木
 5. 日本庭園 6. 水鳥等の生態系とのふれあい 7. 大池を臨む景観 8. ウォーキングコース
 9. 遊具が多い 10. キャンプ場 11. ふるさとの森芸術村 12. その他



「四季折々の自然」が18.9%で最も多く、次いで「ウォーキングコース」が17.7%、「大池を臨む景観」が9.5%で多くなっている。

住民アンケートやワークショップ等のご意見

- 各地の公園を充実させ、地域住民の外出を促し、自然と人がつながって言葉を交わすことにより住みやすい環境になると思います。(世代を問わず触れあえる場所)
- 自然のある落ち着いたまちにしてほしいです。
- 大池公園にカフェやレストラン、ドッグラン等を整備してほしいです。
- ごみの分別をきちんとして、きれいなまちにしてほしいです。
- 地域のごみ集積所の情報発信をきちんとしてほしいです。

5-1 自然に親しむ空間づくりの推進

5-1-1 自然に親しむ空間整備の推進



現況

課題

① フラワーロード

- 花苗の提供や必要物資の準備等に時間を要することから、今後の実施方法について検討する必要があります。

協働のまちづくりの視点から重要な施策であることから、継続すべき事業であるため、今後、実施方法等の見直しを検討する必要があります。

② 公園

- 公園利用者の安全・安心な公園利用を図るため、矢吹町公園施設長寿命化計画に基づいた施設の更新、ならびに新たな公園の整備を行っています。
- 令和5年度より、指定管理者制度から業務委託による維持管理を行っています。
- 三十三観音史跡公園等の里山について、ホームページによる魅力発信を定期的に行っています。

各公園において更新が必要となる施設数の均衡に偏りが生じ、更新時に地域間で偏る可能性があります。また、公園の少ない新興住宅地の住民より、新たな公園の整備、遊具の設置が求められています。

委託先である行政区において、人員不足等の課題が生じており、作業方法の見直しなど、委託する内容について再検討する必要があります。

③ 自然環境保全

- 国は2050年の二酸化炭素実質排出ゼロを目標にしており、本町においても、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、町全体で取組を推進します。また、再生可能エネルギー、新エネルギー導入を積極的に推進し、補助金等を通じて、広く普及を図っています。
- 「地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業」を促進するために、発電設備の適正な設置等の推進に関して必要な事項を定め、自然環境、良好な景観及び生活環境の保全ならびに災害の防止を図り、地域と共生した再生可能エネルギーの普及を図っています。

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定後に、取組の推進を図っていくうえで、住民や事業者の関心をいかに高めるか、どれだけ巻き込めるかが大きな課題です。また、専門的知識や技術を持つ人材が不足しています。



4年後の目指す姿

都市公園面積の増加とともに、公園利用者数を増加させます。
2030年二酸化炭素排出量50%減(2013年比)を目指します。

対策・取組

① フラワーロード花いっぱい事業

- 事業の外部委託を検討しながら、継続実施します。

② 公園整備事業

- 矢吹町公園施設長寿命化計画に基づき、社会资本整備総合交付金を活用しながら、施設の優先順位を加味した計画的な更新を行います。さらに、整備が求められている公園や遊具の設置について検討を進めます。

③ 公園管理事業

- 業務委託による維持管理の中で生じた課題等について聞き取りを行い、対応策の協議を行いながら適切な維持管理を行います。

④ 自然環境保全事業

- 脱炭素化の取組について、「矢吹町地球温暖化対策実行計画」に基づき、矢吹町域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、町・町民・企業等が一体となって取組が計画的に推進できるように啓発活動等を実施します。
- 広報・ホームページ・公式LINE等により、省エネ化、再エネ導入、エコ活動やごみの減量化及び資源化等について広く周知し、取り組む内容とメリットを示しながら普及を行い、現状の補助事業のほか町民や事業者に向けた支援策について幅広く検討し、推進を図っていきます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
町民一人あたりの都市公園面積	14.2㎡	14.7㎡
大池公園の利用者数	84,280人	90,000人
フラワーロード花いっぱい事業参加団体数	20団体	25団体
二酸化炭素排出量	151千t-CO ₂	85.7千t-CO ₂

デジタル化の取組

- ・町ホームページで取組について情報発信
- ・集計した二酸化炭素排出量についても公表
- ・環境アプリなどの導入の検討

5-2 循環型社会の構築

5-2-1 資源循環の推進



現況

課題

① ごみ減量化

- ごみの減量化については、「矢吹町ごみ減量化推進計画」に基づき、町だけではなく、町民、企業、各種団体が一体となって、ごみ減量化及び資源化の意識を持てるような啓発を行っています。

ごみ減量化計画の取組を推進していますが、過年度と比較して、近年のごみの排出量は、やや増加し、その後は横ばいが続いています。

② 環境衛生活美化

- ごみゼロの町を築くため、町民、行政区、企業や各種団体と協力体制を構築し、全町グリーン作戦やポイ捨て防止運動を行っています。また、ごみ集積所、公共施設及び道路沿線等の不法投棄防止等の対策を行っています。

道路沿線等のポイ捨てや不法投棄防止対策を行っていますが、効果的な対応策はない状況にあります。また、ごみ集積所においては、ごみの分別がされていない等の相談や苦情が多くなっています。

③ 公害

- 法令に基づく各種届出を適正に処理し、騒音、振動、悪臭等に係る指導を継続して行います。

今後も法令に基づく各種届出を適正に処理し、騒音、振動、悪臭等に係る指導を継続し、生活環境の保全に努めていく必要があります。



4年後の目指す姿

ごみ減量化及び資源化の推進と循環型のまちづくりを推進します。

対策・取組

① ごみ減量化推進事業

- 現在の「矢吹町ごみ減量化推進計画(第2期)」は、令和3年度から令和6年度までの4年間で計画期間となっており、計画に基づいて、町民・事業者等がごみ減量化や資源化の意識を高めるように、町で行っている事業等について広報・ホームページ・公式LINE等により、啓発に努めます。また、次期計画については、これまでの実績等を分析し、実効性のある計画に見直します。

② 環境衛生美化推進事業

- 道路沿線等のポイ捨てや不法投棄やごみ集積所での分別等については、現在は、主に看板設置により対応していますが、今後は、広報・ホームページ・公式LINE等にごみゼロの記事を掲載し周知徹底を図ります。また、ゴミのポイ捨てや不法投棄が改善されない場所については、監視カメラの設置について検討します。

③ 公害対策事業

- 環境公害関係法令に基づく各種届出を適正に処理し、町内にある事業者等へ、騒音、振動、悪臭等に係る指導を継続して行い、町民が安全安心に生活できる環境の保全に努めます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
ごみ排出量削減	0%	5%
ごみの資源化	12.2%	15%

デジタル化の取組

- ・ごみ排出量、資源物回収量等のデータ管理の検討

まちづくりの柱6 行財政



協働の
まちづくり
(つつじロード草刈り)

スマートフォン
操作教室



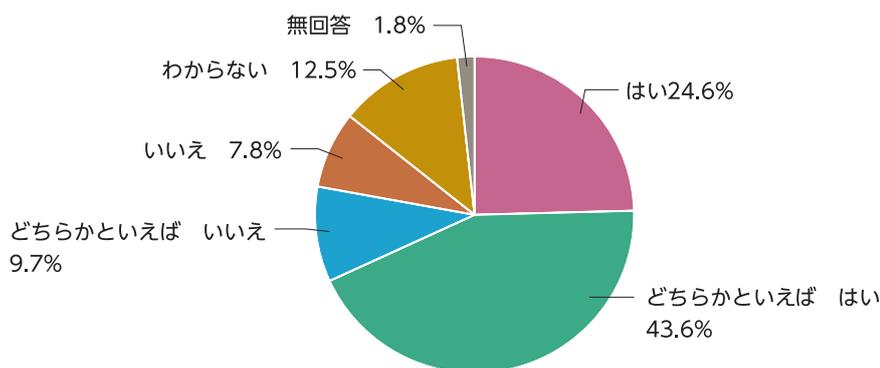
能力向上に
向けて
職員研修を開催



No.44 何らかの形で地域の役に立ちたいと思いますか

〔1つに○印〕

1. はい 2. どちらかといえば はい 3. どちらかといえば いいえ 4. いいえ 5. わからない



住民アンケートやワークショップ等のご意見

- 地道に矢吹町の良さを伝え続けることが必要であり、町民も自分のできることに取り組み、誇りを持ってまちづくりに参加することが大切だと思います。
- 地域ごとに楽しめる行事があればもっと隣近所と仲良くなれると思います。
- 町内施設の利用規程をもっと緩やかに、高齢者にやさしくしてほしいです。
- 町と町民がもっと密に気軽に話せる人間関係を構築することが大事だと思います。
- 子どもと高齢者が触れ合えるような場所がほしいです。(人と人とのつながり)
- コミュニティの場所として、『じじばば食堂』のような場所があると良いと思います。
- 暮らしやすい環境をつくることで、健康で長生きできると思います。
- 持続可能なまちづくりのためには、核となるものの必要性を感じます。
- みんなが住みやすいように、もっと自然を多くし、動物も大事にしてあげてほしいです。
- 矢吹町に生まれ、生活や住居を構えて本当に良かったと思えるまちづくりを実行に移してほしいです。
- 子どもから高齢者まで全世代への支援を充実させてほしいです。
- 子どもから高齢者まで地域全体で支え合っていくまちになってほしいです。『デジタル田園タウン構想』により、高齢者を取り残さない町を目指してほしいです。
- 庁舎周辺の整備をきちんと行い、四季を感じられるようにしてほしいです。
- 公共施設が整っているまちになってほしいです。
- ありそうで無かったまちづくりを矢吹町から発信してほしいです。
- イベント等の周知により力を入れてほしいです。
- 矢吹町の子ども達に町の情報をSNSで発信してもらいたいと思います。
- 町中どこでもWi-Fiが繋がるとありがたいです。

6-1 官民協働によるまちづくりの推進

6-1-1 住民参加の促進



現況

課題

① 行政区活動支援

- 地域の特色やアイデアを活かし、自主的に様々な活動が実施されています。

引き続き地域活動の活性化のため、行政区活動支援事業を継続する必要があります。

② 協働のまちづくり

- まちづくり団体について各種補助金など、情報発信を行い、まちづくり活動のサポートを図っています。
- 過年度には、まちづくり団体へインタビューを行い、活動内容をポスター展示して紹介しています。

各団体へのサポートを継続しながら、「協働のまちづくり」の推進に向けて検討が必要です。

③ 行政区長会

- 協働のまちづくりを推進するため引き続き行政区長や区長会の各種事業に対する支援は必要です。令和4年度には区長会設立50周年を迎えています。

引き続き、行政区や区長会の支援を行いながら事業を継続する必要があります。また、区長の担い手の不足も課題です。

④ まちづくり団体

- 新型コロナウイルス感染症の影響により当該補助金を活用する団体が減少していましたが、令和4年度以降においては、活用する団体が増加しており、活動が活発化しています。
- 令和3年度に矢吹町複合施設KOKOTTOにおいて過去の支援実績をまとめたポスターを展示したことにより、団体設立、補助金活用を検討している方からの相談が増加しています。

本事業の助成件数が増加し、町内で事業が認知されていることから、より多くの団体が活動を活性化できる方法を検討しながら事業を継続する必要があります。



4年後の目指す姿

行政区活動を中心に活性化し、協働のまちづくりを推進します。

対策・取組

① 行政区活動支援事業

- 行政区活動支援事業について継続したPRを行い、地域活性化のために活用いただけるよう推進します。

② 協働のまちづくり推進事業

- まちづくり団体へのサポートを継続しながら、「協働のまちづくり」の推進にむけて事業を推進します。

③ 行政区長会運営事業

- 協働のまちづくりを推進するため、引き続き行政区や区長会の各種事業に対し、支援を行います。

④ まちづくり団体支援事業

- まちづくり団体の申請が増加傾向にあり、当該補助制度及び活用団体の活動が活性化するため継続して実施します。

⑤ 東京やぶき会運営事業

- 会員の高齢化及び減少に対して、本会の会員増加にむけた事業について検討します。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
行政区活動支援事業	189件	230件

デジタル化の取組

- ・ 町ホームページで行政区活動支援事業における募集時期お知らせの掲載
- ・ 広報やぶきによる募集通知

6-2 人権の尊重

6-2-1 多様性の社会の推進



現況

課題

① ダイバーシティ(LGBTQを含む)

- 社会がグローバル化し、多様な価値観を持つ人が増加しています。
- 不平等や性差別に対する考え方も変化してきました。

一人一人が、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うことで、差別なく生活できる環境が求められています。

② 動物愛護

- 飼い犬、飼い猫不妊去勢手術費助成金交付事業及び狂犬病集合予防注射については、動物愛護事業全体の柱として継続し、事業の周知と、動物愛護の啓発に努めています。

本事業の助成金交付件数の増加に向けて、動物愛護に係る情報発信を行いながら、事業を継続する必要があります。

③ 多様なコミュニケーション手段

- 令和5年1月に、誰もが人格と個性を尊重しあいながら、共に生きる社会を実現することを目的として、「矢吹町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」を制定しています。
- 聴覚障がいのある方等を対象に手話通訳者等の派遣を行うコミュニケーション支援事業を行うほか、条例施行に伴い、聴覚障がいのある方に対するコミュニケーション手段の利用支援として、役場庁舎窓口においてタブレット端末を用いて手話通訳者が遠隔手話を行うサービスを開始しています。
- 視覚障がいのある方への支援については、ボランティア団体協力のもと、広報やぶき等をCD等に録音して届ける取組や情報・意思疎通支援用具の個別給付を行う日常生活用具給付事業を実施しています。

障がいのある方が、自ら障がいの特性に応じた手話、筆談、点字等のコミュニケーション手段を選択することができる体制が充分でない状況にあります。また、町内の事業者が行っている障がいのある方へのコミュニケーション手段に関する取組や合理的配慮の提供が行われているのか十分に把握できていない状況です。

④ 男女共同参画

- 日本における男女共同参画の現況に関する具体的なデータは、政治や経済分野での女性の参加率の低さ、新型コロナウイルス感染症の影響による女性の雇用状況の悪化、そして社会全体における男女間の地位の平等感に関する認識の差があげられます。

本町における各種審議会・委員会への女性の登用は増加傾向にあるもののまだ少数であり、女性の意見がまちづくりに反映されにくい状況にあります。各種審議会・委員会へ女性委員が参画しやすい環境づくりが必要です。



4年後の目指す姿

全ての人々が、多様な価値観を共有し、差別のない社会づくりを進め、多様な生き方を認め合い、快適に暮らせるまちを目指します。
動物愛護の精神を啓発するとともに多様性を受け入れるまちを目指します。

対策・取組

1 ダイバーシティ（LGBTQを含む）に関する取組

- 子どものころからの人権教育や人権啓発に取り組めます。
- 多様な個性を受け入れ、尊重される社会の実現に向けた意識啓発等を実施します。
- 性的指向及び性自認に関わらず、一人一人の人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指します。

2 動物愛護活動事業

- 情報発信の方法として、犬猫情報メール配信サービスのさらなる活用や、ホームページの情報更新を積極的に行います。また、犬猫マイクロチップ装着義務化に伴い、制度の周知と事務の対応も進めます。
- 飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術助成金交付事業、また、狂犬病集合予防注射の実施については、事業を継続し、事業の周知と動物愛護の啓発に努めます。

※この取組は、地域福祉計画における取組を兼ねます。

3 多様なコミュニケーション手段の確保に関する取組 ※

- 手話が言語であることへの理解促進に関する取組やその他、多様なコミュニケーション手段に関する普及啓発及び情報発信技術を活用したコミュニケーション手段の利用支援に関する取組を推進します。
- 町内の事業者への合理的配慮の提供促進に関する取組を推進します。

4 男女共同参画に関する取組

- 男女共同参画社会の実現に向けて、各団体との連携を図りながら、男女共同に関する取組を行うことにより機運醸成を図ります。また、地域ぐるみの意識啓発や慣習・慣行を見直し、取組や推進体制づくりを促進します。

目標指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
飼い犬・飼い猫不妊去勢手術助成金申請件数	84件	110件

デジタル化の取組

・ 町ホームページから関連書類をダウンロードできるほか、電子申請の可否についても検討

6-3 健全な行財政運営

6-3-1 健全な行財政運営



現況

課題

① デジタル化

● 農業政策、企業誘致、高齢者支援、移住促進、子育て支援、防災・減災の課題解決の手段として、デジタル技術を活用し、一部の具体策について実装を行っています。またDX推進本部会議、DX専門部会の定期的な開催により、全庁的にDX推進の機運醸成を図っています。

デジタル技術を住民の暮らしに直接的または間接的に実装していくことは、行政の使命である「住民の福祉向上」の有効な手段の一つです。

② 行政サービス

● 行政サービスの維持及び向上、情報セキュリティの確保のため、使用機器やシステムについて定期的に更新を実施しています。

今後の行政サービスの維持・向上については、AIやRPA等をはじめとするICTの進展に係る機運を的確に捉えながら取り組む必要があります。

③ 職員の資質向上

● 集合型研修の実施とオンライン研修を再開しています。

オンライン研修の充実により、遠方開催の研修への参加や育児中の職員の受講機会も増えています。今後も合理的な職員育成を行えるよう、民間会社等を利用した専門的な研修の実施も必要となります。

④ 議会

● 令和4年2月にタブレットを導入し、本会議等の議会運営のデジタル化及びペーパーレス化の推進と、議員への通知等についてはタブレットを活用したメール施行により情報共有の時間短縮、迅速化を図っています。

今後も周辺自治体や全国的な傾向を絶えず注視し、新たな取組を模索する必要があります。

⑤ ふるさと納税・企業版ふるさと納税

● 返礼品の拡充や、中間事業者の変更、ふるさと納税ポータルサイトの追加、返礼品のPRをしているほか、企業版ふるさと納税についても、関係企業へのPRを積極的に展開し、ふるさとを思いやり基金事業の財源となる寄附金額の増加を図っています。

ふるさと納税・企業版ふるさと納税の寄附額増加による自主財源の確保は、町の喫緊の課題です。寄金額増加のため、新たな取り組み等を実施していく必要があります。



4年後の目指す姿

デジタル技術を活用し、住民が利用しやすく、健全財政を維持し、持続可能な自治体経営を推進します。

対策・取組

① デジタル田園タウン構想事業

- 行政DX、地域DXと明確に区分したうえで、専門部会で協議し、業務の効率化に努めます。

② 高度情報化推進事業

- パソコン、周辺機器、新たに導入する機器などについては、長期契約による調達に加え、修理、更新、人材育成、研修も含めた包括委託を検討します。

③ 公用車管理事業

- 公用車の管理は外部への委託等を検討するとともに、職員一人一人が適正かつ効率的に公用車を利用するよう呼びかけることで、コスト削減を図ります。

④ 職員育成事業

- 月に1回程度、自らテーマを定め、担当以外の業務等を時間内に学ぶことができる制度を作るなど、自己研鑽する時間がとりやすい仕組みを構築します。

⑤ 議会活動支援事業

- 各課から発信する議員への通知等においてもタブレットを活用することや、電子データのクラウド化、SNSの活用等、デジタル化及びペーパーレス化を進めることにより、さらなる議会の活性化を図ります。

⑥ ふるさと思いやり基金事業

- さらなる返礼品の拡充や、広告掲載、ポータルサイトの追加、地域ブランド化推進事業との連携、関係企業への積極的なPR活動、対象となる方に強い共感を持っていただくプロジェクトを掲げ、寄附を募るガバメントクラウドファンディングの展開などの取組を通して、寄附額の増加を図ります。

⑦ 収納率向上対策事業

- 自主財源の根幹をなす町税の公平・公正な賦課徴収を行うためDXやアウトソーシングにより、賦課及び滞納整理の効率化を推進します。

⑧ 窓口サービス向上事業

- 来庁者の待合スペースの確保や予約システム等の導入により、来庁者の利便性やサービス向上を図ります。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
地域コミュニケーションプラットフォーム利用者数	0人	8,400人
町議会関係ホームページの年間アクセス数	1,948回	2,200回
ふるさと納税額	11,034千円	20,000千円
企業版ふるさと納税額	6,150千円	10,000千円
町税における現年度分収納率	99.36%	99.50%

デジタル化の取組

- ・ 双方向コミュニケーションプラットフォームのさらなる活用
- ・ オンライン申請の拡張
- ・ 地域デジタルコモンズサービスの普及拡大
- ・ ノーコードツールの普及拡大
- ・ 窓口混雑状況・待ち時間の可視化

6-3 健全な行財政運営

6-3-2 公共施設の適正な維持管理



現 況

課 題

① 町営住宅

- 住宅施設について適切な修繕を実施し、施設の適正な維持管理を行っています。入退去関係事務においても迅速な処理に努めています。また、災害公営住宅の一般公募により空き家を減らし、入居者の増加につながっています。

町営住宅長寿命化計画に基づき、整備、維持管理を継続していく必要があります。住宅管理については、外部（民間）委託が可能な部分を検討する必要があります。また、民間住宅の借上げによる提供も視野に入れ、関係機関との協議を図る必要があります。

② 定住化促進住宅

- ホームページに掲載し、公募を行いました。退去により入居者が減少しています。

③ 墓園

- 町民等が使用できる墓地を確保すること、また、施設の維持管理の継続性を考慮し、墓園管理を実施しています。

近年、「墓守り」ができない方が増加していること、また、将来的に墓地区画の拡張できるスペースがなくなることを考慮し、今後は、永代供養墓等の設置の可能性を検討する必要があります。

④ 地域集会所

- 長寿命化計画に基づいた中長期的な維持管理に努めています。

集会所の維持管理について、地域住民の意見を聞きながら費用負担を鑑みて管理・運営する必要があります。

⑤ 庁舎

- コロナ禍における庁舎の管理面においても、各職員による省エネルギー化への心がけや、電気料の監視システムによるモニタリングにより一定の効果の発現がみられています。

庁舎は現状のまま維持していくものの、施設の老朽化に伴い今後維持管理費の増加が想定されることから、省エネルギー化によるさらなる取組等により、コスト抑制を図っていく必要があります。



4年後の目指す姿

適正管理と利用促進を図り、公共施設の利活用を推進します。

対策・取組

① 町営住宅管理運営事業

- 長寿命化施設と廃止施設の適切な管理と収納率の向上に向けての体制強化、ノウハウの習得を図ります。

② 定住化促進住宅管理運営事業

- 移住・定住、子育て支援等の各種事業との連携による多目的利用を検討します。

③ 墓園施設整備管理事業

- 永代供養墓(合祀を含む)等の設置の可能性を検討するにあたり、県内外での取組事例の情報収集、町民等(貸付者)の意向や設置場所・設置費用(設計積算委託・工事)等について調査を行います。また、施設の清掃及び除草等を定期的に行います。

④ 地域集会所整備事業

- 集会施設の安全性の確保と利用する町民の利便性向上のため、長寿命化計画に基づいた修繕・改修等の施設更新を図ります。

⑤ 庁舎管理事業

- 東日本大震災後に2度の福島県沖地震が発生しており、改めて役場庁舎の耐震診断の実施が必要となっています。役場庁舎が防災拠点として耐える施設なのかをしっかりと判断し、耐震補強等の必要性について検討します。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
町営住宅待機件数	12件	0件
定住化促進住宅入居件数	20件	54件
西山墓園貸付可能区画	106区画	156区画
公共施設等整備基金	333,180千円	400,000千円

デジタル化の取組

- ・ 町営墓地台帳等管理システム化の検討
- ・ DX推進を踏まえた庁舎整備の方向性について検討

6-3 健全な行財政運営

6-3-3 情報発信の強化



現 況

課 題

① 広報やぶき

● カラーページ、基本ページ数、配置店舗の増により、より幅広い年齢層の住民に手にとってもらえる機会を増やしましたが、今後より一層、効果的な情報発信について検討を進めます。

継続して効果的な情報の発信を検討し、拡大・重点化事業として位置付ける必要があります。

② 議会情報公開

● 議会広報の発行をはじめ、議会ホームページ上において議会会議録や議会広報等の公表並びに本会議の動画配信を行うなど、議会に関わる各種情報を発信しています。

今後も議会に関わる各種情報を発信し続けるとともに、さらに町民の方にわかりやすい表現手法等を研究していく必要があります。

③ 公式SNS

● LINE、Instagram、Facebookなど情報発信媒体を整備し、各種情報を発信しています。

住民の方とのコミュニケーションツールとして、ユーザー数の増加とともに、ニーズに合った効果的な情報発信に戦略的に取り組む必要があります。



4年後の目指す姿

行政・議会活動に関する住民の理解と関心を高めます。

対策・取組

① 広報やぶき事業

- 伝えたい行政情報をタイムリーに知らせる手法として適当なのかどうか検討するとともに、SNS、町公式LINEにより、プッシュ型で知らせる方法を検討します。

② 議会情報公開事業

- 今後も周辺自治体や全国的な傾向を絶えず注視し、新たな取組を模索します。
- 議会広報については、モニターの方々の意見を参考に改善に努めます。
- SNSを活用した議会情報の発信について検討します。

③ 情報発信強化に向けた取組

- 既存情報発信媒体の目的や役割を再定義し、項目、居住地域、年代などユーザーの属性情報やニーズに合わせた適切な情報を届ける仕組みを構築します。また、情報発信システムを一元管理し、各媒体への一斉発信を可能とするなど発信力の強化を図ります。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
広報誌月発行部数	5,500部	5,500部
議会傍聴者数	53人	60人
議会広報モニターの評価(5点評価)	3.5点	4.0点

デジタル化の取組

・ 町ホームページにおいて議会会議録や議会広報等の公表、本会議の動画配信